

第 9 5 号議案

ふじみ野市立勤労福祉センター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立勤労福祉センター条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「、別表第 2 又は別表第 3」を「から別表第 3 まで」に改める。

第 1 1 条を次のように改める。

（使用料の免除）

第 1 1 条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 0 条関係）

ホール

時間区分 使用区分	午前	午後	夜間	全日
	9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0	1 8 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
平日	円 9 , 0 0 0	円 1 3 , 6 0 0	円 1 7 , 6 0 0	円 3 6 , 1 0 0
土曜日、日曜日、休日	1 2 , 0 0 0	1 7 , 6 0 0	2 2 , 8 0 0	4 7 , 1 0 0

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。
- 2 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1 人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に 0 . 5 を乗じて得た額とする。
- 3 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に 2 を乗じて得た額とする。
- 4 利用者が 1 人当たり 1 , 0 0 0 円以上の入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合の使用料は、この表の金額に 1 . 5 を乗じて得た額とする。
- 5 利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に 0 . 5 を乗じて得た額とする。

6 時間延長をした場合の1時間当たりの使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料の額に加算した加算額を含む。）の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。

7 利用者が連続して複数の時間区分においてホールを利用する場合は、各時間区分の間の時間もホールを利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年11月29日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

使用料の免除規定を整備し、及び受益者負担の適正化を図るため、ふじみ野市立勤労福祉センター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。